

決算審査特別委員会会議録
〔平成 24 年第 3 回定例夕張市議会付託〕
平成 24 年 11 月 30 日(金曜日)
午前 11 時 00 分開議

◎付託案件

- (1) 認定第 1 号 平成23年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第 2 号 平成23年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第 3 号 平成23年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第 4 号 平成23年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第 5 号 平成23年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第 6 号 平成23年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第 7 号 平成23年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第 8 号 平成23年度夕張市水道事業会計決算の認定について

◎出席委員 (7 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席委員 (なし)

◎出席参与

市長、松倉・島田監査委員、教育委員長、教育長、理事のほか、関係の課長等

午前 11 時 00 分 開議

●高間委員長 これより 9 月 20 日に引き続き決算審査特別委員会を開催いたします。

本日の出席委員は 7 名、全員であります。

ほかに議長が出席されております。

次に、参与の出席であります。市長、松倉・島田両監査委員、教育委員長、教育長、理事のほか、関係の室長・課長等であります。

●高間委員長 はじめにですね、冒頭、市長から報告したい旨の申し出がありましたので、これを受けてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、異議がありませんので市長の報告を許してまいります。

市長。

●鈴木市長 決算審査特別委員会の冒頭に発言をさせていただきます機会を与えていただきましたことにまず感謝を申し上げます。ありがとうございます。

前回 9 月 20 日に行われました決算審査特別委員会では夕張市消防の不適正経理及び使途不明金の発覚についてご報告をさせていただきました。調査を実施する旨、また、その調査の期間につきましては 1 カ月程度お時間をいただきたいというふうにお話をさせていただいたところでございましたが、調査が進むに連れ新しい事案が見つかるなど、結果的にはご報告に至るまで 2 カ月程度となりました。このことについてもお詫び申し上げます。

今回の実態解明にあたっては、理事を筆頭に職員 8 名と外部委員として弁護士を専門委員にお迎えをいたしまして慎重かつ厳重な審査を行いまして出来る限り全容の解明に努めたところでございます。

今朝、私も調査チームから正式に報告を受けたところであります。内容についてですけれども、不正事案は 8 件あり、うち恒常的に行われていたものが 4 件、単発のものが 4 件ということであります。恒常

的なもののうち 2 件は相当以前から慣例的に行われていたものでございますが、他の 2 件は財政再建団体へ移行した以降平成 19 年度以降ですね、から行われ始めたものでありました。その事象は意図的な架空請求によるものであり、使途内容にも私的使用が認められることから、その責任は大変重いと考えております。懲戒、分限など処分の検討については既に進めているところであります。調査報告を受けた本日より必要な手続きを進めて行きたいと考えております。処分の結果についても議会にご報告をさせていただきたいと考えております。お手元の調査報告書には再発防止策についても掲載をさせていただいております。夕張市消防のみならず市の行政組織全体で今回の事案を重く受け止め二度とこのような不適正経理及び使途不明金というものが発生しないよう私が先頭に立って職員全員が再度気を引き締め財政の再生と地域の再生に取り組まなければならないと強く感じているところでございます。委員の皆さまにおかれましてもこれまで以上のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。調査報告書の具体的な内容につきましては清水理事の方から説明をさせていただきたいと思っております。お時間をいただければと思います。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 それでは引き続きまして私の方から夕張市不適正経理及び使途不明金調査報告書につきましてかいつまんでご説明させていただきたいと思っております。ご説明にあたりましては、この報告書とその概要をお配りしております、お手元のその概要と二つによりご説明したいと思っております。

最初に、報告書の方 1 枚お捲りいただきまして 2 ページ目をご覧いただきたいと思います。

I. 調査の期間でございますが、平成 24 年 9 月 20 日から 11 月 29 日までとなっております。II. 調査対象部署でございますけれども、夕張市消防本部及び消防署、それから夕張市本庁舎内の各部署を対象として行いました。III. 調査結果でございますけれども、そこに書かれております通り、まず夕張市

本部、消防本部及び消防署に関するものでございますが、そこに丸が八つございます。これらの八つにつきまして報告書では非常に細かい報告となっておりますので概要の方で説明したいと思います。概要、報告書の概要の方をご覧くださいと思います。まず 1 番目、北海道消防大会旅費等の不正使用でございます。不正事由は詐取、これにつきましては平成 19 年度、平成 20 年度、平成 22 年度及び平成 23 年度の消防大会におきまして当初から随行員への負担金等に充てる目的を以って架空の費用弁償及び旅費について、それを市に請求を行いさせて受領しまして正規の支出目的外でございます消防大会の随行職員負担金、これらに充てた組織的な不正経理と認められるところでございます。消防大会の参加経費の中には私的使用と認められる支出もございまして、そのことを認知のうえ費用弁償及び旅費の当該詐取が行われたと認めているところでございます。

報告書本体の 5 ページをご覧くださいと思います。5 ページの上段の方にイ. 消防大会の参加経費における私的使用額というところがございます。これらは各年度の消防大会の参加経費において明らかな飲食、それから遊興費と認められるものがございまして、それらをそこに掲載させていただいております。平成 19 年度においてコンパニオン代 2 万 7,720 円、それから平成 21 年度コンパニオン代 5 万 400 円、二次会代 4 万 4,625 円、合わせて 9 万 5,025 円、平成 22 年度コンパニオン代 7 万 3,500 円、二次会、三次会代 3 万 7,690 円、合わせて 11 万 1,190 円、平成 23 年度コンパニオン代 10 万 4,975 円、二次会代 7 万 1,750 円、合わせて 17 万 6,725 円という、このような形が使われておりまして、これらは私的使用というふうに認められるものでございます。

続きまして、その下ウ. 消防大会の随行職員負担金と正規算出旅費との比較でございます。この消防大会の旅費につきましては、職員の旅費につきましては予算で積算されておられません。ですから本来は予算として支出することが適わないものでございますが、仮にこれが正規に支出された場合として計算

して見たところの額との比較でございます。平成 19 年度では随行者負担金として、実際の参加経費として架空の正規に基づく不正金額で出した金額は一人当たり 2 万 5,000 円でございます。それに対しまして正規旅費は 1 万 4,690 円、その差は 1 万 310 円多かったと、負担金の方が多く支出されているという形になります。同じように平成 20 年度では随行職員負担金は一人頭 2 万 5,000 円、正規旅費は 1 万 1,640 円、1 万 3,360 円負担金の方が多かったということです。平成 22 年度は随行職員負担金一人頭 2 万 5,000 円に対し正規料金 1 万 2,260 円、1 万 2,740 円負担金の方が多く出ております。平成 23 年度におきましては随行職員負担金一人頭 3 万 7,000 円につきまして正規料金は 2 万 9,200 円、7,800 円が多く出ているというところであります。これらにつきましては当然正規で出ていった額を上回る額が、公費とは言えないまでも、そうした架空の請求で得た金額で出ていっている。つまり公費では出せない金額までも上回って出しているという状況が如実にわかるというところでございます。これらは当然公費を上回るのは私的使用というふうに認められるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、概要の方に戻ります。概要の 1 ページ 1 の (2) 組織的不正事由における関与者でございますが、中心的関与者は職員 A、それから指示及び実施関与者が職員 B、職員 C、職員 D となっております。これらに A、B、C、D という言葉を使っておりますのはまだ処分が確定しておりません個人情報関係から名前は今のところ伏せさせていただいておるということでございます。それから、その他の関与者職員 5 名、これらは実際の実施、架空請求の実施に深く関与はしておらず決裁等の会議に判を押したというような関与の状況の者をこのその他の関与者として挙げさせていただいております。(3) 不正金額合計でございますが、68 万 2,840 円、不正金の使途としましては、そこに書かれておりますように消防大会の随行職員負担金に使用、平成 19 年度消防大会の参加経費の支援、それから費用弁償プー

ル金加算、これは旅費が余った場合につきまして、次にご説明します費用弁償のプール金の方に振り替えて加算したというのが事例があったということでございます。合計で 68 万 2,840 円全てを使った形になっております。

続きまして、費用弁償の架空請求によるプール金でございます。不正事由は、これにつきましても詐取。平成 20 年度から平成 23 年度にかけて職員が消防団長の銀行口座を管理している立場を利用しまして、自分が自由に使用できるプール金の形成、このに使用できるプール金の形成、この目的をもって架空の費用弁償の請求を行うよう部下に指示し、支出させて受領するとともにそれをプール金として蓄え、交際費等に使用した組織的な不正経理でございました。平成 19 年度以降本市においては、公費による交際費の支出は認められないことからプール金の交際費への使用、これにつきましては私的使用と認めざるを得ないと判断したところでございます。また、プール金を使用した交際費の中には飲食を伴うものも多くありまして私的使用と認められるところでございます。

報告書本体の 8 ページの方をご覧ください。8 ページにあります下の方④不正金の使途でございます。費用弁償プール金の使途内訳としましては、まず平成 20 年度を見ますと各種会議意見交換会等（飲食有）と書いてあります。俗にいう懇親会等でございます。それから各種新年交礼会、これも飲食を共にする、供するものでございます。それから香典、見舞金、次のページ行きますと 21 年度は、それに加えて各種祝賀会、これも飲食を伴うものでございます。それから平成 21 年度消防大会随行職員負担金補てん、これは消防大会の随行者負担金が足りないときにプール金の方から回して一時補てんしたという形となっております。それから平成 23 年度の欄に飛びますが、その中で出てきます各種寸志、祝儀、それから土産等、宿泊費もあります。こういったものが使われていたということがわかります。それから 10 ページの方をご覧くださいいたしたいんですけれども、10

ページの中にありますエ、費用弁償プール金の使用目的でございます。ここについて若干ご説明させていただきたいと思えます。職員 A の費用弁償プール金、これを貯めて使う目的は何かと、これについて調査をしましたところ、次のとおりの発言が得られたところでございます。平成 24 年 9 月 13 日において、一番最初は職員 A の出張費や交際費に充てていたという話でございました。続いて平成 24 年 10 月 3 日には消防団員の被服費のため費用弁償プール金を作ったと発言がありました。続きまして平成 24 年 10 月 16 日でございますが、団員の被服費、活動服の購入のため約 200 万円を目標にし、平成 23 年度後半には目標額を達成したので夕張市消防団にお金を渡そうと考えていた。ところがタイミング等が合わず実施してないというような発言がございました。また、団員の被服、活動服購入が費用弁償プール金が目的であることについては、これは自分以外の者は知らない。こう言った話題は 2、3 の者と話しはたことはありますが、そういったことでプール金を作っているということについては自分以外知らない。また、消防署内、消防本部内、それから消防団員内においてもですね、団員の被服費、活動服について、これが大きな課題にはなっていることはなく、その中で懸案事項とはなっていないということは確認しております。続きまして平成 24 年 11 月 15 日でございますが、費用弁償プール金は当初消防団の運営を支援するために始めたとの証言をし、その後消防団の大きな事業を助けようと考えはじめ、最終的に団員の被服、活動服購入が目的と、目標となったとのことでございました。また、自分の交際費、旅費の不足分の補てんも費用弁償プール金形成の理由であり、その割合は 1 割から 2 割程度との発言があったところでございます。

これらを受け調査チームで検討しました結果、職員 A は消防団の運営支援や団員の被服、活動服の購入、これらを費用弁償プール金の使用目的としているけれども費用弁償プール金の形成が始まった平成 20 年 10 月から不正が発覚した平成 24 年 9 月までの

この 4 年間に費用弁償プール金から消防団への支援が行われた形跡はなく、また目標額が達成したにも関わらず被服費購入の動きもなかったところでございます。こうした結果、結果としまして職員 A は費用弁償プール金を交際費や宿泊費にしか使用していないことから費用弁償プール金の使用目的の中心は交際費や宿泊費であると認めざるを得ないものと判断されるところでございます。

続きまして、その下オの費用弁償プール金の私的使用についてでございますが、費用弁償プール金は職員 A が一人で管理し使用しておりました。その使途内容は一部宿泊費を除き殆ど交際費となっていてところでございました。しかし、平成 19 年度以降本市においては経費節減のため交際費の予算計上はされていないことから、交際費の使用は出来ないこととなっているところでございます。つまりは、本市においてはどの部署においても交際費という費目はなく、そういった中では夕張市において交際費を使うということは出来ない状況にあるということでございます。この措置は市長においても同様でございまして当然財政再建のため市職員全員が経費節減のため、この重要性を認識しその実行に最大限の努力を払っているところでございます。こうした財政状況の下において、本市において公費による交際費の支出が認められないことは明らかでございまして、職員 A による費用弁償プール金の交際費への使用というのは公的使用とは認められず、私的使用と認めざるを得ないものと判断したところでございます。また、職員 A が費用弁償プール金を使用した交際費の中には飲食を伴うものが多くあり、このような面からも費用弁償プール金の交際費への使用は私的使用と認められるところでございます。

概要の方に戻りまして、1 ページ目の下段(2)組織的不正事由における関与者でございます。中心的関与者は職員 A、指示及び実施関与者が職員 B、職員 C、職員 D、その他の関与者は職員 19 名となっております。2 ページにまいりまして、(3)不正金合計額でございますが、208 万 9,500 円、(4)不正金の使途

でございますが、先ほどご説明した内容でございます。そして、その合計額が 30 万 3,780 円でございます。

続きまして、費用弁償の架空請求による共済掛金等補てんについてご説明します。不正事由でございますが、公金処理不適正というふうに認定したところでございます。これにつきましては、相当以前から団員の負担軽減のため、架空の費用弁償を請求しまして共済掛金等の相当額を補てんするという不適正な経理が行われておりました。その行い方としては上司からの具体的な指示がない中で、職員同士の事務引き継ぎに基づく通常業務として職員は誤認したまま組織的にこれが行われてきたというところでございます。この組織的不正事由における関与者は支出伝票及び伺い書の決裁関与者職員 19 名でございます。不正金額は確認出来る書類の残っている平成 20 年度以降でございますが、604 万 4,500 円という形になっております。不正金の使途でございますが、団員の共済掛金等補てんに使われました全額 604 万 4,500 円が使われております。その内訳としましては財団法人日本消防協会における消防団員福祉共済制度掛金、一般的には任意保険等に当たるものでございます。但し、ここに特殊性がございます。火災等の消防団員、消防職員等が火災等によって負傷、死亡した場合については通常の保険よりも倍程度大きな補償が掛けられているといった特殊な保険制度となっております。それから、北海道消防協会における公益目的事業会計、これは北海道消防新聞の配布でございます。それからその他事業会費として弔慰金、香典、見舞金、互助会的な性格の内容のものでございます。それから、全日本消防人共済会で行っている B 型火災共済、これは通常の火災保険と考えていただいて結構だと思います。こういった内容でございました。

続きまして 4 番目、保険事務手数料の歳入予算末編入によるプール金についてご説明いたします。不正事由は公金処理不適正でございます。これは相当以前から保険事務手数料が公金と認識されず、慣行的に歳入予算に編入することなく消防本部におい

て組織的に管理されていたものでございます。そして、その費用につきましては予算外の運営経費、それから夕張市消防職員共済会への助成、これらに使用されていた不適正経理でございます。これにつきましても上司からの具体的な指示がない中で職員同士の事務引き継ぎに基づく通常業務として職員が誤認したまま組織的に処理されてきたものでございます。組織的不正事由における関与者は、消防本部における給与担当者職員 5 名でございます。不正金額の合計は 280 万 830 円、不正金の使途につきましては、事務用品、事務経費、それから食糧費、土産、会議負担金、これは飲食がある懇親会的なものもありますし、純然たる会議資料代としての支出もございました。それから寸志等、これは懇親会等の、組織内の懇親会等の寸志でございます。それから夕張市消防職員共済会への支援などが入っております。これらの合計 46 万 8,436 円、これは平成 20 年度から 23 年度の支出額の合計でございます。

次に 3 ページにまいりまして、5 番目その他でございますが、その他単発的な事項として 4 本ございます。まず最初に (1) ミュージカル鑑賞旅費の重複支出でございます。この不正事由は公金処理不適正でございます。この内容につきましては、旅費と費用弁償の重複支給がなされているというところでございます。ただ、旅費と費用弁償の支出が事務処理上の、手続上の問題からお互いの支出まで約 3 カ月程度開いているところでございます。この間に誤って支出されたというところの疑念もございました。それについての確証が得られないことから公金処理不適正という形で認めざるを得ないかったところでございます。組織的不正事由における関与者につきましては、決裁関与者職員 4 名でございます。不正金額は平成 20 年度単発でございます。6 万 5,280 円、不正金の使途については、借上げバス代金として 5 万 2,500 円が確認出来ました。しかし、差額の 1 万 2,780 円については使途不明となっております。

続きまして (2) の費用弁償の架空請求による団本

部会計への充当でございます。不正事由につきましては詐欺でございます。これにつきましては、費用弁償の架空請求、費用弁償の架空請求によるプール金と同じ手法によりまして架空請求が行われまして、それがプール金として蓄えることなく消防団の運営支援としてそちらの方の銀行口座の方に振り込まれていったものでございます。こうした状況からこの請求は詐欺と認定したところでございます。組織的不正事由における関与者は中心的関与者が職員 A、指示及び実施関与者職員が職員 B、職員 C、職員 D、その他の関与職員が 6 名いたというところでございます。不正金額平成 22 年度単発で 10 万 5,000 円でございます。不正金の使途につきましては先ほど述べたように団本部会計の支援でございます。これにつきましては、10 万 5,000 円の全額が使われております。

続きまして(3)費用弁償の架空請求による北海道消防大会団員負担軽減でございます。この不正事由については詐欺と認定しております。内容としましては、平成 23 年度の消防大会団員の負担金、これが前年度 25,000 円だったものが 23 年度におきましては 37,000 円と高額となったため、それに続いて負担を軽減するために架空請求を行ったことでございます。架空請求につきましては、同じような費用弁償のプール金の時と同じような架空請求の手法を用いてますことから不正事由は詐欺としたところでございます。組織的不正事由における関与者は中心的関与者職員 A、実施関与者職員 B、職員 C、職員 D、その他の関与者として職員 4 名が確認できております。不正金額は平成 23 年度単発で 73,500 円、不正金の使途は消防大会参加団員の負担軽減のためとしまして 73,500 円全額使われております。

次に(4)指示のない費用弁償の架空請求でございます。これにつきましては不正事由としまして指導監督不適正又は公金処理不適正というふうに認定したところでございます。これにつきましては、職員 D が前年度架空請求のプール金、費用弁償の架空請求にプール金として出されていた例を前年度のそうした

例にならしまして架空請求を上司の指示がないまま行ってしまったものでございます。と言った状況でございます。それを上司が指示した例がないために回ってきた書類自体は適正な用件を具備しているため、それが実際のものと誤認しまして消防団の会計の方に、口座の方に渡ってしまったものでございます。こうしたことから、上司における指導監督不適正、それから公金を最初に架空請求を起因となった職員に対する公金処理不適正が認められている形を不正事由として認定したところでございます。組織的不正事由における関与者は指導監督立場にある関与者 5 名、実施関与者職員 D という形で認めたところでございます。不正金額につきましては、平成 24 年度 16 万 8,000 円、不正金の使途につきましては誤認による架空請求の支出 16 万 8,000 円がそのまま使われた形となっております。以上、消防本部、消防署に関する調査の結果は以上のとおりでございますけれども、引き続きまして調査表の方の本体の方 20 ページをご覧くださいと思います。20 ページの中ほどに夕張本庁舎、本庁舎内の各部署における不適正経理及び使途不明金調査(1)に抱えている調査部署につきまして、次のページになりますけれども(2)における調査内容①関係団体における預金・現金管理に関する調査を行いました。また、不適正経理及び現金等に関する報告についても保管状況等について調査を行いました。それが後ろの方に付けております別紙においてご覧いただきたいんですが、全部署とも疑義のある状況ではないということが確認出来ております。これについても合わせてご報告させていただきます。

続きまして 21 ページの方に戻りまして、4 番目再発防止策でございますが、再発防止策としまして 1. 不正経理防止のための環境整備、それから 2. 不正経理防止のための体制整備というものを考えてここに掲載させていただいておるところでございます。これらに基づきまして今後全市一丸となりまして不適正経理及び使途不明金の発生を防ぎ財政再建、それから再生、それから地域再生に向けて一丸となっ

て頑張っていきたいと考えているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

●高間委員長 以上でよろしかったですか。それではこれより報告に対する質疑を受けてまいります。

小林委員。

●小林委員 それでは質問させていただきますけれども、只今はそれぞれ調査報告ということで私も見させていただきましたけれども、その中で各ほかの組織含めて調査されたという部分で、その中で消防の部分が説明の中ではかなり前からという部分でその部分が記されていますけれども、ほかの部署がそういう部分がない中で消防だけが相当以前から今の体制の前からという部分で私は理解していますけれども、そういう部分がどうして、そういう部分が行き離れたのかどうか、当然いろんなチェック機構はあった筈でありますし、そういう中で消防だけがなぜこういう部分が続いてこられたということ、という部分についてまず確認の意味でお話いただければと思います。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 小林委員のご質問にお答えしたいと思います。

単発のものとかですね、平成 19 年度以降から行われたもの以外に相当以前から行われたものが 2 点ございます。2 件、2 事案ございました。これらにつきましては、やはり当時相当な昔からそういったことが発生したときに、それが治癒されることなく継続されてしまった。そして、それが常態化、通常の業務と誤認されるような慣例的というよりも、もう通常の業務に溶け込んでしまったというのが大きな原因ではないかと考えております。それ自体は、本来的にはいつかの時点でですね、発見されて治癒されるべきものなのですが、それが今までに至った大きな理由と考えられるのはやはり人事異動の停滞、つまりその担当する者がですね、同じような少数の幅でですね、人事異動があまり行われない中で継続的に行われてきたことが常態化についてですね、截止

めがかからなかったのではないのかなと、そういうことも含めてですね、再発防止策の中にそういうことも、人事異動等についてもですね、入れておるところでございますので今後ともこのようなことが発生しないよう、続かないようですね。気をつけてまいりたいと考えております。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 今の説明の中で理解は出来る部分もありますけれども、そういう中で説明の中で組織的という言葉が出ていますよね、そういう中で再発防止策、いろんな部分でこれからとらなければ駄目だという部分がありますし、内外ともにこれ信頼を失う部分でありますし、そういうことから言いますと再発防止策、私も読まさせていただきましたけれども、これあの、当然内外から言われていることは組織的に関与してしまうと、そういう部分がチェック機構が本当に働くのかどうか、まだまだ私は信頼関係の中でね、出来得るものがあれば、そういう中で組み込むべきだと思いますし、当然私たちは分団含めて消防に大半の信頼をおいてる部分もありますけれども、そういう中でね、そういう部分の信頼関係をとるためにそれぞれの責任者がお互いチェック機構を働かせていかなければいくらこういう規制でこういう法律でっていう部分でやってもね、組織ぐるみでそういう部分が行われたってなるとなかなか他のチェック機構では見つけ出せない部分もあるかなと思います、その部分の見解がありましたらお願いいたします。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 小林委員のおっしゃるとおりですね、各組織、これがですね、連携をとって、連携を密にして情報交換をとりながらですね、お互いをきちんとチェックするというのが望ましい姿でございますが、これまでの関係の中にはやや甘えた構図があってお互いがお互いに寄りかかり過ぎていた面もあるかなと思います。これはお互いの立場の組織的としての立場をしっかりと再認識しながらですね、この再発防止策の中にも入れておりますけれども、自分達

が行わなければいけない業務、それは自分達がしっかり行っていく、ただ、それが大変な時はお互いが支え合うという、こういった密接な関係を築けるような、良い、良好な関係に向けてですね、努力してまいりたいと思います。そうしたなれ合い的なものの中にはやはり一番大きかったのは、その通帳関係を預ければなしにするとか、任せばなしにするとかですね、そういったこともあったかとも思います。これ自体はお金の面ですのでやはりきちんとしなければいけないところは襟を正しながらですね、お互い認め合い助け合いながら連携、コミュニケーションをとりながら良き関係であるように今後とも努力してまいりたいと考えております。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 私いいですか。また、後ほど質問させていただきます。

●高間委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

藤倉委員。

●藤倉委員 今回のですね、ことは、誠にもう市民の皆さんも心配し、また遺憾に思ってることだと思えますけども。私は思いますのはですね、財政破綻をした。この時点から夕張市が変わった訳ですね、変わった状況に置かれた。この責任者であるAという方がその財政破綻をして夕張が今どんな状況に変わったのかということの認識、自覚、これが全く欠如していたと。それが故に故事所謂過去ですね、古くからの悪しき流れを断ち切れないそのものもあったでしょうし、また、個人的にね、交際費等含めて、個人的に自分に便宜を図ったね、こういうことの二つあるとき、指揮慣習によるもの、また個人的な自己判断によってやったもの。こういうことがあって今この結果がでたようですけども、ここでお聞きしたいのは、この関係者による聞き取りを纏めたんでしょうけども、このことについてはトータルのことについては、当事者は認めている訳ですか、その通りだと。また、これは聞き取りしたのでその通りでしょうけども。トータルの結果とし

てこの関係者にこういうことだ、こういうことだよと結論的には、まとめたのは、そういうことは確認をとっているんですか。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 発言内容等につきましては、事情聴取により発言をおおもととして、これら報告書をまとめております。プラス私どもが支出伝票ですとか、それから決裁伺いですとか、そういったものから出てくる、残っている証拠書類等をまとめたものも入っております。ですから、私的使用の額の中の算定についてはですね、それは計算で出るようなものがありますので、それらについては当然事情聴取の中ですね、発言の中ではそういうことが出来ないのを出てきてはいませんが殆ど内容については事情聴取の中で出てきた発言で、これらが作り上げているというところでございます。

●高間委員長 藤倉委員。

●藤倉委員 そうしますと、この調査表は今言いましたように、それぞれの方の聞き取りとそれから行政としての資料を基にして、過去のね、資料を基にしてこれをまとめた。結果についてはこの通りです。例えば当事者がね。只今の調査報告書の通り間違いありませんと。こういうこともやっぱり確認は勿論これから取られる訳ですよ。こういう結果で、実は違うんだとかね、そんなことは言っていないとかね、そういうようなことになりませんですね。この結果を当事者に関して確認を取る訳ですね。こういう結果だよって今回はと、異議ないなとそういうことをされる訳ですか。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 今回のこの調査報告書については、今朝市長の方に報告させていただいて、また、その足でですね、当該A、B、C、事情があつてちょっとBには渡ってはいないんですけど、A、C、Dについての方々についてはですね、調査報告書をお渡ししてあります。今後いろいろな、先ほど市長の挨拶にありましたようにですね、分限、懲戒等ですね、いずれにどうする処分にするかという話、検

討進める中ですね、また、その手続きを進める中で当然そういったものについて告知してお話を聞くという場面が当然出てきます。で、その中において最終的な確認は行われる。そういうことをしたいと考えております。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 今お話を伺っておりまして、この 5 ページのですね、コンパニオン代というところが私は凄く目が行きました。19 年度は 2 万 7,000 円何がし、21 年度は 5 万円、22 年度は 7 万 3,000 円、23 年度は 10 万を超えると、どんどん 3 万なり、2 万なり年を追うごとに上がって行くんですね、この辺にその職員の個人的なその問題、それから、これは個人的な問題かもしれませんが、組織的な問題もあったということは今の清水理事からの報告でわかりました。それはやっぱり是正しなけりやいけないことだというふうに思います。で、私が問題だと思うのはその次のウのところ何ですが、消防大会の随行職員負担金と正規算出旅費との比較というところがあります。で、この二つ目、ポツのところですね、平成 19 年度以降、市の他の部署と同様に経費節減のため予算に消防大会の随行職員の旅費は計上されていないことからとあるんですが、これは随行職員の負担金は公費による支出ではなく私費による支出となるものであるというふうに断定していますよね、理屈から言えば再生計画がそうになっている以上そうなんだとその理屈はわかります。しかしですね、随行というのは仕事の一環で行くものだと思うんですが、これを私費で行くということに対して、今市の方ではどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

●高間委員長 はい、清水理事。

●清水理事 これらにつきましては、当然財政再建計画、それから再生計画の流れにおいてですね、各部署、消防のみならずですね、いろいろな旅費等についてですね、必要最低限のものに絞ってきたところでございます。そうした流れの中で、これらについても削減されたという状況にございます。しか

し、これらについて、もし何かの関係がありまして、この消防大会に限ったという意味ではなくてですね、一般論として何ですけれども必要なものから状況的には発生する場合がございます。それは当然予算議論の中で予算査定の中でもしますし、議会にお諮りする予算議論の中でもそういうものは当然議論されて、それで予算として決まっていくという形になってくると思うんです。必要なものについては当然それを検討し、予算化するというのは当たり前の話でございまして、そのために行われているものとしては、今年の夏行われました三者協議においてもですね、そういった議論は当然してきておりますし、今後とも必要不可欠なものについては予算化を図りますが、やはり再生団体であるという立場の中でおかれている状況を勘案しまして最大限の費用の削減、削減といひましようか、節減といひましようか、そういうものについては今後とも図っていかねばならないと考えております。

以上です。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 今のお話の中で必要最低限ですとか、必要不可欠というお話がありました。ここではですね、随行の旅費は計上されていないということは、この消防大会の随行というのは必要不可欠ではないということでしょうか。

●高間委員長 理事。

●清水理事 予算的には、これは他の部署等いろいろなところとの兼ね合いからも出すべきものではないという判断が平成 24 年度までの予算の中ではされているというところでございます。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 随行職員のその仕事の内容というのですかね、そういうこと自体がどの程度のものなのかっていうことも少しお話していただきたいことと、それから他の市町村ではどういう状況なのか、随行という方たちがどんなふうに行かれていて、どういう費用負担をされていたり、それから、勿論夕張と再建団体である夕張と他の地域とは違うとは思いま

すが、本当にそれがね、必要ではないという判断でいいのかということを知りたいので、その随員職員の職務の内容というんですか、そういったものをちょっと教えていただきたいんですか。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 今回の事案における随員職員の職務についてのご質問でございます。

それについて、事情聴取においてですね、お聞きしたところによりますと、大会参加のためですね、予算決算の調整、それから車を借り上げ、車の中で飲食する、行き帰りの車中での飲み物、アルコール、つまみ、それらの購入、それからその中で一緒になって懇親をする分、そして昼食の手配、それから会場についてのですね、参加申し込みの受付、弁当の受け取り、配布、それからホテルへ行つての宿泊の手続き、宴会の準備、宴会の進行、二次会、三次会について一緒に行つてですね、それも当然行う進行するという、それから、次の日等に戻る時におきましてもですね、視察等みたいなパークゴルフとか、そういうことも行われておりますんで、そういうところへ行つて一緒になつて行つて、その中で景品購入、景品の支払いとかですね、昼食、昼食等についても入っております。そして、先ほどらい出てきていた懇親に対して私的使用にやらせるコンパニオンの手配等も全てそちらで行つてやっているという形となります。私どもその調査を受けて内容をお聞きしたところですね、通常の随員職員の範囲のものと、またそれを越える分が当然あるというふうな形でお聞きしたところでございました。それと、あその他の団体の状況でございますが、全て全道とか全国全てを調べてる訳でございせんが、いくつかの団体にお聞きしたところですね、出し方はまちまちで、つまり公用車でみんなでバス、自分とこのバスを公用車を出していくとかですね、そういうことでガソリン代のみとか、そういうような宿泊の費用のみとかですね、まちまちの対応をしているところでございます。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 今のお話ですと要するに随行する必要がないという判断で随行しなさいという勿論命令も出してないし、そういう職務は必要ないというふうに市では判断して、そのように消防職員には伝えてあったということでよろしいのでしょうか。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 当然予算査定の時、予算要求もございませんし、初年度、19 年度の時にそれが削減されて以来、予算要求もございませんし、そのない中で予算が組まれている以上、これは当然消防の方でもそれが了知というか、当たり前のこととして認識されているものと理解しておりました。そういう状況でございます。

●高間委員長 ほかにございますか。

小林委員。

●小林委員 ちょっと聞き漏らした部分もありまして、概要の部分の 4 番の (4) 番ですけれども、不正金の使途の中に事務用品、事務経費、いろんな部分でこの他にも会議負担金と飲食ある、なし含めてこう出ているんですけども、そういう中にあつて当然これは予算化しなければならない部分とこういうそれぞれ負担金の中、それぞれが積み上げたものの使い方っていうのは、これからのいろんな分団含めて出てくると思うんですけども、こういう部分については予算化していった方がいいのかなと、思いますけれども当然事務用品などは当然そうなのかなと思っておりますけど、その辺の見解お聞かせください。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 小林委員のご質問にお答えします。

報告書本体の方ですね、14 ページから 15 ページにかけて、その保険事務手数料など歳入未編入によるプール金の使途の分が書かれております。ここが事務用品とか、食糧費とか書かれて、本来私的使用的なものと予算で支払つてしかるべきなものが混在しているというのが実情でございます。今ほどおっしゃられましたように事務用品、事務経費につきましては、これは予算で見るべきものもあつたかに思われます。正直言いますと、なぜそれをこっちで支

出してしまって予算の方で出さなかったのかという疑問に思うようなものもございまして金額的に不足しているという状況があるんであれば必要なものであればそれは当然予算要求していただいてですね、それが予算化していくべきものと考えております。

●高間委員長 よろしいでしょうか。

小林委員。

●小林委員 あとですね、金額の大きな共済の部分ですけども、この扱いについて共済掛金の補てんという部分でありますよね、これ 600 万何がしの部分で、これ熊谷さんとの関連じゃないですけども、ほかの他市町村とそれから夕張が今までこういう部分もかなり長い間こういう形で支出をされてきたというふうに理解していますけども、この部分の扱っているのはどういうふうに考えておられますか。

●高間委員長 理事。

●清水理事 共済、大きな事項の 3 番目ですか。3 番目の費用弁償の架空請求による共済掛金等補てんの分の共済掛金の方だと思うんです。掛金等の分だと思うんですけども、これにつきましては他市町村の状況も、これも全道全てではないんですが、我が空知の管内をですね、殆どそれをちょっとお聞きしましたところ。すいません。調査名はいろいろ実名は述べられないんですけども、殆どが公費で出されていません。公費で出している団体におかれてもですね、それは部分的なものでございます。それはここで言いますところの消防団員福祉共済制度掛金所謂福祉共済と言われている、そういった部分に一部公費が使われている例の団体はございました。その他の分についての公費で支払われている例はございません。こういったことも参考にしながら、今後どのような取り扱いするかについては検討しなければいけないものと考えております。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 私がいま何故聞いたかということ、今までも中間報告という形で分団員の関与とか、いろいろな部分でお話は、それは無いんだというふうに理解してたんですけども、いろんな形でこれそう

いう部分に関与というよりも関わりがあるのかなと、思う中でそれぞれ分団員の士気に関わる部分もあるので、そういう部分についてはこれからやっぱり時間はかかると思いますけれども、いろんな信頼回復に向けたね、取り組みも必要になってくるかと思います。内外にも大変こういう分については信頼を失墜させた部分の旨の話になるかと思いますが、これやっぱり今再生団体の中で回復をしていかなければならない努力は必要かと思いますので、その部分、特に団員の士気が落ちないような形の中でこういう部分に関わりないと言ってても団員にしてみたらこれいろんな部分で関与はなくても神経をとがらせている部分に私は違いないと思ってますので、その部分の配慮もお願いしたいなと思います。

以上です。

●高間委員長 はい、要望でいいですか。はい。要望として願いたします。ほかにございますか。

厚谷委員。

●厚谷委員 2 点程ちょっと細かい部分確認をさせていただきたいんですけど。報告書本体の 13 ページ、今小林委員の方からも質問ありました費用弁償の架空請求に係る共済掛金補てんの関係で 1 点お尋ねしたいんですが、ちょうど報告の中断あたり、平成 21 年度まで全日本消防人共済会っていうふうにお読みするんでしょうか、B 型火災共済というのがありますが、この保険対象というのは何が対象になっているのかというのを 1 点お伺いしたいのとそれから全ての報告に関わってなんですが、先ほど他の委員からも出ていたかとは思いますが、所謂その行政側の伝票、それからそれ以外の証拠となりうる書類、それがないものについてのその数字の積み上げっていうのもあるかというふうに思うんですが、それはそのご本人からの申告といいますかね、それによるものなのかどうかという、この 2 点をお願いします。

●高間委員長 清水理事。

●清水理事 まず B 型火災共済についてでございます。これ、そこに書かれております 1 世帯当たり

という形に 700 円ということで世帯が入る形になります。これにつきましては、人という形の捉え方じゃなくて、世帯という形の加入形式であるために、消防団の方々の世帯で入っていただくという形で捉えてたというふうにお聞きしております。その当時 21 年度までについては、わかりやすく言えば親子で消防団に入っている場合、そして、それが同じお家に住まわれている場合については、これは 1 世帯としてカウントして、そういうふうな形で加入していたと。で、その加入状況は全世帯が消防団に入られている方々の全世帯が加入していたという形でございます。そして、それは 21 年度まで続いていたということでお聞きしております。

次、2 点目のですね、伝票等、また証拠書類等のないものについての金額については口頭による、申し出によって出したものかという話なんですけど、ここに書かれている金額は全て証拠書類等あるものでございます。口頭で申し入れられた等確認出来ないものについては、そういったものもございましたが、あやふやなものについては載せないでですね、はっきりしたものについてのみ掲載させていただいているというところでございます。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。それではですね、まだ続くんですけども、時間の関係上ここで昼食休憩をとって午後 1 時から再び再開したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは 1 時から再開ということをお願いをいたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

●高間委員長 休憩前に引き続きまして委員会を再開いたしたいと思います。

それでは、新たにですね、報告に対する質疑を受けてまいります。

大山委員。

●大山委員 全体的なこの調査の中身なんですけども、消防本部それと消防署に対して調査を行ったということなんですけども、消防団に対しては調査というのはあったでしょうか。

●高間委員長 理事。

●清水理事 消防団という、消防団を代表してという形になりますが、団長の方からお話を伺っております。

●高間委員長 大山委員。

●大山委員 この消防大会ですか、ここに 19 年から 21、22、23 年度とそれぞれ参加しているんですけども、この参加された方に対しての調査というのはされなかったのでしょうか。この消防大会に参加して懇親会等に出席した消防団の方ですね。

●高間委員長 理事。

●清水理事 今回はその公費を使った者、それが消防署の職員でしたので、消防本部の職員でしたのでその者に内容を聞くということが重要なことでありまして、団員の方々まで聞く、そこまでの必要性を感じなかったの聞いてはおりません。

●高間委員長 大山委員。

●大山委員 ただ、この懇親会いろいろコンパニオンですとか、二次会、三次会というふうに 9 万 5,000 円から 17 万 6,000 円、お金が掛かっているんですけども、現実そこに参加していたのは団員の方ですよね、そこらへん負担金は団員の方からは負担金いただいていることなんですけども、そういうことも含めて調査の必要なかったというふうに判断しているのでしょうか。

●高間委員長 理事。

●清水理事 今回の調査、あくまでも公金でございますので、公金として使われたのは、それが架空請求に使われたのがですね、消防の本部職員また消防職員一部いますけれども、その参加負担金として使われているので、その部分に着目した調査ということが必要でありましたので当然そのところに限定した調査となっています。

●高間委員長 よろしいですか。ほかにはございますか。

議長。

●高橋議長 2 点ほどちょっとお聞きかせいたいただきたいと思います。

不正金の使途というふうに出されております、この今回の団の関係の保険関係の部分ですね、600 万強ということなんですけれども、これ不正金の使途として一応判断されているようなんですけれども、これは返金等は求めていくんですか。その辺はどうお考えですか。まずそれが 1 つです。

●高間委員長 一つずつですね。ではお願いいたします。

理事。

●清水理事 共済金のこの関係でございます。保険料、費用弁償の架空請求による共済掛金等補てんに関する分の返還金という形だと思われましますが、これにつきまして共済掛金の補てんなど、こういうことに補てんしていたということ自体が慣行化しておりまして、一部の市町村においても、先ほどもご説明させていただいたように部分的ではありますが公費で出されている、例というのも掘んでおるところでございます。そういったことなども十分検討していく必要があるのではないかなと思っております。そうした形の中でですね、返還を求める、求めない、求める範囲等についてもですね、今後弁護士さんともですね、相談しながらですね、決めて行きたいなと考えております。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 じゃあ、今後それは弁護士さんなりと相談していくということなんですけど、これは相当な大きい、このたびの中でも一番大きい金額になってきますし、これこそ今度消防本部のみならず団全にに影響及ぼしていくものだと思いますんでね、この辺は慎重にまたですね、進めていただきながらですね、この辺の返金をどこまでが返金をすべきものなのかどうかも含めて、これは今後のきっと各団の指揮系統ですとか、後は今後の対応に大きく影響

を及ぼすのではないのかなというふうに思っておりますので、これはひとつお願いをしたいと思います。

それともう一つ、同じく消防団業務の適正化ということで 22 ページに(9)で本来、消防団が行うべき業務は云々、ずっと書かれております。そして、消防本部及び消防署の職員による代行は今後は行わない。ただし、ということは書かれておりますけれども、この辺は現時点でこれ、あれでしょうか。団及び各分団とこの辺の棲み分けといいましょうか、協議が出来た上でこういう形でまとめに入っているんでしょうか。その辺ちょっとお聞きさせていただきたいんですけれども。

●高間委員長 理事。

●清水理事 この辺についての団、消防団へですね、ご説明というのはまだしてないのが状況でございます。今後分団長会議等に出向きましてですね、こういったご説明はしなければならないとは考えておるところではございますけれども、これにつきましては急に抱えていること、これについては申し訳ございませんが、基本的な事項でございますので、つまりお互いの職務として当然捉えなければいけないものについては、その通りの区分の中でやっていく、それが基本としたいと思っております。ただ、お互いにやはり助け合わなければいけない部分があるということで、それにつきまして但し書きのところ、そういうことで協力体制は当然とるよということも明示しているところでございます。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 これもですね、非常に今後の各団のですね、活動内容には大きく状況がいくのではないかなというふうに判断をしております。今基本的な考えということなんです、ある意味こういう形で調査報告書ということで、この報告書の中で書かれて、記載されているということはですね、やはりこれがある程度やはり複数の方がまたこういう形で公に出ている訳ですから、やはりこれを見た場合ですね、果たしてこの部分まで、今後ですよ、各分団なり、その団の仕事、作業としてどこまでやって行

かなければいけないのかというような部分になった時に果たしてこの消防団の継続性にも発展していく話になって行くんじゃないかなというふうに思っておりますので、これも十分注意されてですね、今後ちょっとどういう形ですね、調整入っていくかわかりませんが、この辺もひとつよろしく願いしたいと思います。

●高間委員長　ほかにはよろしかったでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは無いようでありますので、以上で市長また理事からの報告がありました件につきましては、これで終わらせていただきたいと思います。

それでは次にですね、第 3 回定例市議会において本委員会に付託されました認定第 1 号ないし、第 8 号の 8 案件であります。

この審査の進め方についてであります、はじめに理事者から決算の概要について説明を聴取し、次に理事者の説明に対する質問並びに大綱的な質疑を行い、次に一般会計の歳出より款ごとに各会計決算書と順次審査を行い、最後に審査結果の取りまとめと採決を行いたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特に異議もないようでありますからそのように取り進めてまいります。

それでは理事者の説明を求めてまいります。

財務課長。

●石原財務課長　ご苦労様でございます。

平成 23 年度決算につきましては、22 年度と同様に新たな状況変化に対応しまして真にやむえない必要な事業を実施するため、議会の議決、総務大臣の同意を得、変更を行いながら計画の着実な実行と現状での必要な行政サービスを維持してきたところでございます。

それでは、平成 23 年度夕張市各会計の決算につきましてお配りしております決算報告書によりご説明申し上げます。

まず、予算編成から決算に至るまでの経過の概要

につきまして 2 ページをお開き願います。

平成 23 年度の予算編成にあたっては、財政再生計画のスタート後の進捗状況を踏まえ、各経費の見直しを行いながら財政再生計画に登載された事務事業の予算計上を最優先といたしました。

通常、市長選挙の年の予算につきましては、所謂骨格予算として編成することが一般的でございますが、本市の場合、財政再生計画による予算編成が基本となることから政策的経費についても計画通り計上いたしました。

また、計画に登載されていない新たな事務事業の計上については、財源の確保が前提となりますが、市民生活の安全・安心と地域の再生に資する観点から必要且つ緊急性の高いものに絞り込み、計上いたしました。

再生計画実質 2 年度目の平成 23 年度当初予算は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により変更を行った財政再生計画に基づいて編成いたしました。一般会計は平成 22 年度計上の起債借換を除いた実質ベースで比較した場合、対前年度約 6 億円、5.7%の減少となりました。また、各特別会計においても計画の中の各会計繰出金と連動する形で、それぞれの制度に基づく適切な事業と財源を考慮し編成を行いました。

一方、地方財政を取り巻く状況は、企業収益の回復等により国税収入等が増加する一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として大幅な財源不足が生じるものとの見通しが示されました。このような厳しい状況の中、平成 23 年度地方財政対策の方針は、財政運営戦略に基づいた地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保することであり、この方針に沿って講じることとされた対策の概要は「地方交付税の増額確保」、「社会保障関係経費の自然増等への対応」、「地方財政の健全化」及び「地方税制改正」などでありました。

このような状況の中スタートした平成 23 年度は、7 月に示された普通交付税において計画を上回る決

定となりました。

計画策定後に生じた新たな諸課題に対応するため、その必要性、緊急性、財源を考慮しながら、一般会計において計 3 回、総額 11 億 338 万 3,000 円の当該年度の計画変更を行いました。これらの変更にあたっては国、道支出金や財政調整基金などにより財源対応をいたしました。

なお、計画変更総額のうち、4 億 7,490 万 5,000 円は、前年度生じた決算剰余金等の財政調整基金への積み立てであり、今後の活用については、国・道と協議を行いながら決定して行くこととなります。さらに、4 億 2,527 万 1,000 円は、再生計画計上事業について、実施の先送りに伴う将来の実施財源や新たに借入れを行った地方債の償還財源を明確に確保するために、財政再生計画調整基金へ積み立てたものであります。また、水道事業会計が実施する P F I 事業における浄水場整備事業や診療所建設事業の再検討に伴う後年次の変更を 12 月と 3 月に行ったところです。

決算において、収支均衡を見込んでいた一般会計は最終予算と比較すると、地方交付税や市税収入などの歳入増、扶助費などの義務的経費や各事業における入札執行、節約などによる歳出減と関連財源の減などによって、実質収支約 5 億 8,800 万円の黒字となりました。また、特別会計においても、すべての会計で収支均衡以上となり、今後も適正な運営を図ってまいります。

財政再生団体となって実質 2 年度目の予算執行は、前述の通り最終的に黒字を達成することができました。各方面から夕張を支援していただいた皆様に感謝を申し上げますとともに、引き続き市民皆様のご理解とご協力を得ながら、市民の安全・安心を守るため、山積する諸課題に適切に取り組んでまいります。

次に、4 ページをお開きください。ここでは各会計の予算及び決算の状況を記載しております。

次に、5 ページをご覧ください。一般会計の決算につきましては下段に記載の通り、歳入決算額 113

億 3,878 万 1,000 円に対し、歳出決算額は 107 億 5,019 万 5,000 円となり、差引残額 5 億 8,858 万 6,000 円に翌年度繰越財源 71 万 3,000 円を差し引いた額、5 億 8,787 万 3,000 円は全額繰越ししました。6 ページ、7 ページは款別の予算執行状況、8 ページ、9 ページは性質別の予算執行状況、10 ページは市税の内訳、11 ページは予備費充用額の内訳をそれぞれ記載しております。

次に、12 ページから 21 ページは、一般会計事業別決算に関する調べであります。一般会計における全事業を掲載しておりますので後ほどご参照いただきますようお願いし、説明を省略いたします。

続きまして、22 ページ、23 ページ、国民健康保険事業会計の決算につきましては、22 ページ下段に記載の通り、歳入決算額 19 億 1,028 万 8,000 円、歳出決算額 19 億 1,028 万 8,000 円と歳入歳出同額となりました。

次に、24 ページ、25 ページ、市場事業会計の決算につきましては記載の通り、歳入決算額 159 万 3,000 円に対し、歳出決算額は 158 万 9,000 円となり、差し引き残額 4,000 円は全額繰り越ししました。

次に、26 ページ、27 ページであります。公共下水道事業会計の決算につきましては記載の通り、歳入決算額 2 億 6,392 万 7,000 円、歳出決算額 2 億 6,392 万 7,000 円と歳入歳出同額となりました。

続きまして、28 ページ、29 ページ、介護保険事業会計の決算につきましては記載の通り、歳入決算額 14 億 4,079 万 3,000 円、歳出決算額 14 億 4,079 万 3,000 円と歳入歳出同額となりました。

次に、30 ページ、31 ページ、診療所事業会計の決算につきましては記載の通り、歳入決算額 1 億 6,704 万円、歳出決算額 1 億 6,704 万円と歳入歳出同額となったところであります。

次に、32 ページ、33 ページでございます。後期高齢者医療事業会計につきましては記載の通り、歳入決算額 2 億 3,404 万 7,000 円に対し、歳出決算額 2 億 3,365 万 9,000 円となり、差し引き残額 38 万 8,000 円は全額繰り越ししました。

最後に、34 ページから 38 ページにかけて掲載しております内容につきましては、参考としてご覧いただきたいと思います。

以上で水道事業会計を除く各会計の決算の概要について説明を終わります。よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

●高間委員長 それでは続けていいですね、上下水道課。

上下水道課長。

●天野上下水道課長 それでは、水道事業会計についてご説明申し上げます。

平成 23 年度水道事業会計決算の概要につきましてはお手元の資料によりご説明させていただきます。

資料の 1 ページでございますが、水道事業会計決算の概要を表にしたものでございます。表の左側 1. の収益的収入及び支出であります。この表は収益的収入と支出の最終予算額と決算額を比較したものであります。

はじめに、収入であります。収入の受ける水道事業収益の決算額(C)は3億6,342万4,000円となり、最終予算との増減額では187万7,000円の減となりました。

次に、支出であります。水道事業費の決算額(C)ですが、3億752万7,000円となり、最終予算額との増減額2,197万7,000円の不用額となりました。

左側下段にあります収益的収支の差し引きは、税込みで5,589万7,000円の計上利益となりました。

次に、右側の資本的収入及び支出について、収入から説明いたします。収入における資本的収入の決算額(C)は3,116万8,000円となり、最終予算額と同額となりました。支出につきましては、資本的支出の決算額(C)が2億3,569万9,000円となり、最終予算との増減では22万円の不用額となりました。右側中段にあります資本的収支の差し引きは2億453万1,000円の不足となったところでございます。

次に、3 番目の総体収支であります。収益的収支と資本的収支と合わせた総収支では1億4,863万

4,000円の不足となるものであります。

次に、4. の当年度累積資金過不足額であります。

(ア)の総収支差引額1億4,863万4,000円の不足に対し、(イ)の当年度損益勘定留保資金1億3,774万9,000円を補てんし、(ウ)の貯蔵品消費税相当額を差し引いた(エ)単年度資金過不足額は1,090万2,000円の資金不足となりますが、(カ)において前年度資金において5,711万7,000円の資金余剰がありますので、これを加えた(キ)の当年度累積資金過不足額は4,621万5,000円の資金余剰となったところでございます。

次に、資料の 2 ページ、水道事業会計年度別収支比較表であります。本表は平成 18 年度から平成 23 年度までの収支の比較表であります。表の右端の集計は前年度と比較したものを記載しております。前年度比較において収益的収支の収入について、収入の計で前年度より2,710万2,000円の減となりました。この主なものは営業収益の減でありまして、給水人口の減少に伴う料金収入の減によるもので、前年度より2,128万円の減、率にしまして5.7%の減となったものであります。また、支出では支出の計で前年度より667万9,000円の増となりましたが、主なものは営業費用において修繕料で430万円の減、量水器更新事業などによる資産減耗費の除却費や1,290万5,000円の減額となりましたが、特別損失3,144万2,000円を計上したことにより増となったものでございます。資本的収支においては、収入では企業債310万円の減、支出では建設改良費及び企業債償還金などで499万6,000円の増となったことが主な要因となっております。

次に、資料の 3 ページ、年度別給水収益調べであります。平成 18 年度から平成 23 年度までの給水収益の内訳を比較したものであります。右端が前年度と比較したものを記載しております。表の一番右下比較欄の合計金額において、2,031万2,000円の減、率にして5.5%の減となっておりますが、主に計量給水が人口減による影響などで1,899件の減、金額で2,149万円減額となっております。

次に、資料の 4 ページ、給水収益構成比調べであります。給水収益の構成比を前年度決算と比較したものでありますのでご参照願います。

次に、資料の 5 ページであります。平成 23 年度の未収金の内訳であります。決算書では未収金の額が 3 月 31 日現在のものであり、給水収益の現年度が 8,324 万 2,000 円、給水収益の過年度が 4,179 万 4,000 円で未収金合計額は 1 億 2,503 万 6,000 円となります。平成 23 年度の 3 月末と 5 月末における未収金であります。差し引きで 5,499 万 6,000 円の未収金の差があります。これは平成 21 年 10 月より奇数月の隔日検針としたことにより 2 月分と 3 月分の使用料は 3 月検針となり、2 月分が 4 月末、3 月分が 5 月末の納期となるため、この分が納付されたことにより未収金の差が生じるものであります。したがって、実質の未収金は 5 月末の納期までに納付されたものを差し引きますと未収金額の計は 7,004 万円となるところであります。また、給水収益の現年度で前年度と比較いたしますと(A)－(B)でありますけれども 877 万 2,000 円の減となり、過年度では 2,348 万 5,000 円の減、また、収納率も現年度で 91.9%、全体では 85.7%、前年度より収納率は若干上昇したところであります。

次に、6 ページに水道使用料滞納状況一覧表であります。この表は滞納原因などについて昨年度と比較したものであります。表の右側、平成 23 年度の滞納件数の合計は 4,769 件、金額で 7,004 万円であります。その中で区分 4 その他の件数 4,277 件のうち、(B)の口座振替等による一時的な未納については 5 月末までに市に納付されない分 4,041 件 1,790 万 7,000 円が一時的な未納として含まれているものであります。この分を除いた未納額の合計は、一番下段に記載しております 4 その他(B)を除いた未納額の合計で 728 件、5,213 万 3,000 円が実質的な未納額となるものであります。収納状況の内訳のうち前年度と比較し増加したものにしましては、区分 2 の B、納付約束を一部履行中や市の完納に向け納付約束履行中などありますが、これは平成 23 年度

の滞納対策として催告書の発布をしたほか、恒常的悪質滞納者に対して地区別に延べ給水停止予告を 5 回実施したところであり、よって納付相談や納付誓約をしたことによって完納に向け納付する件数が増えたところでございます。前年度と比較し大きく減少しているものとして 2 の F、破綻等の手続き中があります。平成 23 年度において特別損失を計上したことにより金額が減少したものであります。また、後ほど税務担当より滞納状況の一覧の説明があると思いますが、下水道使用料につきましても水道使用料と同じく奇数月検針となっていることから 5 月末までの納付されない一時的な未納が 1,127 件 845 万 8,000 円ありまして、この分を除いたものが水道使用料と同じく実質的な未納額としているところであります。

以上で資料の説明をいたしました。平成 24 年度以降におきましても給水収益の確保は非常に厳しく、また不安定な状況にあります。未収金対策や経常経費の削減に努め、資金収支の均衡を図るとともに、安全で安定した水道水の供給に努めてまいりますのでよろしくご審議のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

●高間委員長 続きまして、財務課税務担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 皆様のお手元に配付させていただいております資料、平成 23 年度市税等滞納状況一覧について概略をご説明申し上げます。

ご覧の通り平成 23 年度の決算時における市の主な未収金、ただいま水道課長より一部水道関係についてはご説明ありましたが、14 科目についてそれぞれ滞納科目、金額をお示しし、更に前年度との比較を行っており、最終的に下段の一番右下の方に総計を集計してございます。また、各科目ごとにおいては、収納対策を進めて行く上で重要となる滞納原因別に横の段で区分しており、1 の納付意識が希薄、2 は納付資力が低い、3 の接触不能、4 その他に大分類し、2、3 については更に細かな分類を行い、それぞれの内訳を記載してございます。なお、記載した件

数につきましては、科目ごとに実人員、実人数で記載しておりますが、重複する対象者がいることから総計では延べ人数ということになります。その結果、下段一番右下の欄にお示ししました通り、平成 23 年度末での未収額の総計は延べ 3,086 件、7 億 1,089 万 1,000 円となっており、前年度と比較し 306 件、4,165 万 2,000 円の減という結果になっております。

以上で説明を終わります。

●高間委員長 それでは、説明に対する質問並びに大綱的な質疑に入ります。

熊谷委員。

●熊谷委員 何か出ないようなので、大綱的になるかどうかちょっとわからないんですが、今までの一般会計とそれから水道関係でも未納、不納の問題が非常に大きな問題になっていたかなというふうに思いました。その中でですね、ここに給付資力が無いっていうのと、様々な接触不能ですとか、一時的だということがあるんですが、給付資力が無いということに対して、これから市としてはどのように考えて行かれるのか、また給付資力が無い方たちの中で、何て言うのかな、ごめんなさい、納付資力です。納付資力が無いというところで、どのように考えて行くのか、また、そのわかり易くいうと私自身です、生活相談の中で不誠実だということで市の方から相当督促を受けたり、裁判になったりというようなお話があって、ずっといろいろ家族の方とお話していく中で障害を持っていらっしゃる方だということに思った方がいました。そういう方たちに対してですね、市の方でご家族のことですとか、いろんなことをこう歴史を遡って調査をして行けば多分途中で気付いたのじゃないかなというふうに思うんですが、今の職員の人数の問題、体制の問題等でなかなかそこまでいかないんだろうと思うんですが、これをこのままで行く訳にはいかないんじゃないかなというふうに思うんですね、そういう関連で今の状況と今後の問題っていうんですかね、そういうところちょっとお聞きしたいなと思います。

●高間委員長 財務課税務担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 税務のみならず水道等も含めての話になろうかと思いますが、滞納、市としては基本的な問題として市民の税・料の納付に対する公正、公平なものをきちんと正していかなければならないという原則にたって業務をなるべく、滞納が無いような形に持って行けるように日々あらゆる手段を取りながら滞納対策を講じている現状にはございます。そういった中で残念ながらご指摘のあったような方がいらっしゃいます。個別に様々な事情の方が実際いらっしゃいます。私どもとしてはまず、その未納になった方々に対してですね、こういった納付資力があるのか、或いは生活状態にあるのか、納めなければならないものはこういったものがあるのか、そういったことの生活状態をまずきちんと把握した上でですね、各々に見合ったような形で収納計画やら、納付相談やら、分割納付の相談といったことを基本的にやらさせていただいております。

場合によっては、もう計画を作って短期に出来れば解消していただくのが、これは一番いいことではある訳なんですけど、残念ながら生活実態としてなかなかそこまで行き得ない部分の方も中にはいらっしゃいます。そういった方についてはやっぱり実態をつぶさにですね、把握しながらある程度長期間にわたる納付も視野に入れながら、方々に応じた対応をこまめに、適切にやらさせていただいているというのが基本姿勢でございます。

●高間委員長 あと、もう 1 点。職員人数だとか、体制の問題ということですが。これはいいですか。担当課長の方からで。

●三浦財務課税務担当課長 その職員体制のことに関しても、税務担当のみならず、市庁舎内全体のことに言えることと思いますけれども、確かに限られた体制、人員ではございます。ですからこそ、効率的な体制、事務執行、効果的な収納対策、そういったものを計画的にですね、年間を通じて、これとこれとこれはやっけて行くんだと、じゃあ現有の体制の中でこういったことができるのか、或いは去年

以降振り返りまして出来なかったことはどういったことがあるのか、じゃあ次はどういったことをやっていかなければならないのかということを常に検証、検討しながら出来る範囲の努力を傾注しているということでご理解していただきたいと思います。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 職員の方たち本当に一生懸命頑張っていることはよくわかるんですが、やっぱり忘れちゃいけないと思うのは、その効率的という今お話がありました。職員の方たち勿論人員不足ですから、大変だということもわかりますし、効率も考えなくてはいけないということもわかるんですが、私が相談受けた事例ではですね、軽い障害を持った方だというふうに思います。私自身が障害児学級をずっと担当しておりましたので、その保護者の方たちとも話す機会がありまして、そういうふうに思ったもんですからご家族の方に確認しましたら精神科にも行こうって言ったこともあるんだということもわかりましてね、そういう方達っていうのは障害が軽ければ軽いほどですね、自分が一般の方たちよりもそういう認識力が劣ってるっていうことはある程度わかるので、それは恥ずかしいと思って隠すんですよ。切り口上で言ったり、ちょっと感情的になって話を打ち切ったり、様々なことがあるんですが、そのことが不誠実だというふうにね、市の方で、職員の方たちが断定をしてしまってますね、大変な状況に陥ったということがありました。それで、職員の方に聞きましたら本当に不誠実で何度こちらから電話をしたり、話をしたりしても約束を守らない、言ったことをやらないっていうようなことだったんですが、いろいろやっぱりご家族の方とお話を伺っていると、そのことがきちんとその方が認識されていなかった。話をして行く中で大変だと、これは大変なことになるぞということはわかるんだけど、じゃあ何をどうすればいいのか、職員の方からきくと説明はあったと思うんですが、そのことをきちんと理解する能力が欠けていた、そういう状況があったというふうに思います。そういうこと

をね、防止するためにはやはり保健師さんなり、専門のそういう方に、これはどう考えても非常識ではないかと思った時にね、そういう方がちょっと入っていただいて、ちょっと家庭状況調査していただくですとか、家族の方からお話聞くですとか、もう少し丁寧な対応が必要ではないかと思いますので、その辺の改善を是非よろしくお願いします。

●高間委員長 財務課税務担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 ご指摘の件ですけど、個別の事案になろうかと思いますので、勿論個人名とか、この場では出せませんし、どの方ということにはなりませんけれども、私どもとしては、そういった未納という面ではですね、そういう事案が発生すればつぶさに見て、まず接触すること、連絡を取り合うことから始めております。そういった中で弱い立場といいますか、なかなか先方の方からすると市役所も敷居が高く厳しいと見られるのは当然だと思います。ですからこそ、我々窓口担当するものとしてはですね、市民の側に立ったわかりやすい親切な対応を常日頃から心がけておるつもりでございます。そこは一生懸命やらせてもらっているつもりです。と同時に、内容によっては、今熊谷委員ご指摘の通りですね、例えば、例えば国保の窓口相談に行って減免の制度が出来ないかだとか、或いはもっとご指摘の場合だと福祉の窓口連携をとってですね、適切なご相談ができないかといった、そういった横の連携も一生懸命やらせていただいているつもりです。もし、個人的な事例がございましたらですね、この席にはなりませんけれども、お話をいただければ適切なきちんと対応をさせていただきたいというふうに考えます。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。ほかにはございますか。

厚谷委員。

●厚谷委員 大綱的なところで、まず1点お尋ねしたいと思いますが、平成23年度の決算ということでございますので、これは鈴木市長が就任を

されて初年度の予算運営に伴う決算ということになるかというふうに思います。それで、先ほど財務課長の方からも報告いただきまして、予算執行あるいは決算にあたっての一つのその総括が掲載をされておりますけれども、これがまず 1 点目ですけども、体感的にといいましょうか、直感的にといいましょうか、やはり市長に就任をされて、この 1 年目、具体的に予算執行をおこなわれた上での感想というのがあればお尋ねしたいと思いますが。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 平成 23 年度決算が 5 億 8,800 万円の黒字という状況、これはですね、まず前提となっておりますのは、市民の皆さんのご努力、また行政サービスにおいても市全体でですね、サービスを徹底的に見直す中で、また、その努力を継続する中で生み出してきた貴重な財源として今後後年時においても活用させていただくという形で計画以上のですね、決算というものが努力の上に実施できたというのは一定の成果であるというふうに思っております。平成 25 年度、次年度より元利償還が本格的に始まる状況の中において平成 23 年度、また今の平成 24 年度においてもそうですけども、確実にですね、その元利償還に向けた計画上の推移というのが保てているということについてはですね、非常に多くの皆さんにご協力をいただいたことを感謝しているところでございます。

●高間委員長 厚谷委員。

●厚谷委員 もう少し具体的にお尋ねをしたいと思いますが、予算についてですから当然行政の組織の中でそれぞれのプロセスを踏んで執行されたということになるかというふうに思いますが、やりきれなかったあるいは財源的な関係で 23 年度に対応出来なかったなというのは、個々にはお尋ねしませんけども、そういった事業というのは、市長の政策の中であったというふうに受け止められていますか。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 当然ですね、平成 23 年度においては

ですね、三者協議という場の設置がございまして、各課での懸案事項というのは常日頃から整理をしておりますけども短期的な課題、中長期的な課題を整理する中で今年の 7 月に行われました三者協議における課題においてはですね、23 年度に反映出来なかった部分についてを協議させていただきました。平成 23 年度私が就任した時点、4 月の段階でございまして、その中の予算の変更で盛り込めなかった事業、例えば次年度についてもこれから協議をさせていただく中身でもありますけども、民間賃貸住宅の問題、又は今もう既に始めさせていただいておりますけども住宅の除却などの新たな制度等についてはですね、なかなか対応出来ない中で豪雪被害というものを受けてしまったという部分もあったかと思っております。ただ、その 23 年度の反省を受けてですね、今年度議会の皆様とも議論する中で一定程度次年度に反映をさせていきたいというふうに考えておりますし、三者協議の場において北海道や国と一定程度そういった短期的な課題、また中長期的課題のですね、一定の方向性というものを見出しながら今後の予算編成には反映をさせていきたいというふうに考えております。

●高間委員長 厚谷委員。

●厚谷委員 わかりました。それではちょっと質問の観点を変えさせていただきたいと思います。

一部款・項・目にも関わってくる部分であります。臨時職員の雇用ということですので、全体に渡る部分もあろうかというふうに思います。その点についてちょっと 1 点お尋ねしたいと思います。

振り返れば財政再建計画がスタートした当初というのは、臨時職員についても基本的にはその雇用は認めないという方針があったというふうに思うんですよね。しかし、その経過を踏んでいく中で職員の体制の問題、そういったところからやはりどうしても嘱託職員の配置が必要だったり、臨時職員の配置が必要だったりという事例が多々出て来ていると思います。それで、お尋ねしたいのは、各課の方で臨時職員を雇用したいといった場合について状況的に

ですよ、所謂 10 割、100%要望通り雇用されるものか、それとも 23 年度状況としてはやはり実態と対応してですね、その雇用はちょっと今回は見送りたいというものがあつたのかどうか、その辺りについて教えていただけますか。

●高間委員長 財務課長。

●石原財務課長 私の方からお答えをさせていただきます。

23 年度決算ということですので、予算に遡りますけども、当初予算編成では確かにその賃金、臨時職員の雇用ということで要求が上がってきたもの何件かあります。そこで、必要なものについては必要とですね、それは予算に計上したという事実があります。しかしながら、これは 1 年中必要なのかどうか、そこを現課の方に求めました。それで一番やっぱり繁忙期な時に雇用するというような方向で考えていただきたいというような、こちらからのお願いをした結果ですね、11 カ月雇用じゃなくて、9 月でこれは事業を達成出来るという見込みに立って 9 カ月分を計上したということでございます。ですから、当初の再建計画、臨時職員は認めない、嘱託は認めないということについては、今は状況的には変わっていると、必要なものは必要なもので予算に計上して行っていくと、これは賃金の問題でなく、全ての経費においても必要、緊急性のものについては計画変更で現在も実施しているということでございます。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。ほかにはございますか。

角田委員。

●角田委員 先ほど水道事業会計のところの説明がございました。その中でいわゆる収納も含めていろいろ努力されてかなり改善がみられると、給水停止なども行ったということの中でやはり払わない人には払っていただなきやということで自覚を促したということだと思んですが、払う、払えないの前に、もう一つ問題というか、課題があつたと思いま

す。例えば、本当の少量を使っても、いわゆる基本料の問題、水道のね、これらのことについて対策を講ずるという考えもあつたように聞いておりますが、それらの課題について今現状の 23 年度までのやり様、そして今後もし使用料が本当に少ない方については、定額の基本料の中でやっていくということになれば収納は上がっていくと思う。ただし、いわゆる料金としては、トータルでは減る可能性もありますね、これらの考え方についてね、今考えていることをお知らせいただきたいのですが。

●高間委員長 上下水道課長。

●天野上下水道課長 今の基本料金の問題かと思いますが。我々も 23 年度いろんな収納対策をする中で業務用、家事用、それぞれあるかと思いますが、こん中でやはり使用水量に見合った料金体制がどうか、この辺も今 23 年度をみながらですね、この基本水量のあり方というのも内部では検討しているところです。今後、この問題につきましては、常々市民の方からも様々な意見がある中で我々もそれは重く受け止めまして、それらの意見を踏まえた中でやはり検討していかなきゃならないと私ども思っているところです。従って、今後についても 1 水道だけの問題でなく、他にも関連しますので十分協議した上で、これらの対策を考えていきたいというふうに思っております。

●高間委員長 角田委員。

●角田委員 払う、払わない、ゼロか百かというね、選択肢。仮に、その言ってみればハードルを少し下げること払う方に入れる方もいらっしゃるということも考えれば、やはり一人暮らしで殆ど調理、洗濯、お風呂何かあまり使っていないようなところにやはり基本料料金ですからと、一律的なものを要求することの理不尽さも感じます。というのは、3 人、4 人で生活していれば当然基本料にプラスする程度の水道使うことは容易に考えられますが、夕張の現状でいうと高齢の独居の方々が多いという現状からいうとやはりそこに配慮が無いっていうのはやはりお年寄り住みやすいまちなのかという観点か

らしても、やはり今後には課題として十分考えていきやなぎやならない部門だと思うんですね。これは水道だけじゃなくて市長も含めた全体のまちづくりの中にそういうこともやはり位置づけていかないと払えないから払わないということは、言ってみれば未納者になってしまう。でも、この程度だったらいふことの中でのやはり義務を果たそうという中でね、生活されてる方もいないとは限らないし、今当初言った基準を若干見直す、若しくは抜本的に見直すといふことの作業もしなければいけないという課題としてはね、抱えているんだといふことは私もお聞きしているところではありますけども、やはり収納、払わないといふことに対して言うと、やはりそれは不公平、平等でないという考え方とやっぱり 1 万人総意の中で何とかこの中を苦しいながらもそれぞれが負担し合いながらやっていきたいと思います、この働きかけに対しても乗ってこれない状況っていふのはやはりどこかで解消していかなきゃいけないといふふうに思っているんですね、そこら辺は担当課長の段階では現状のものしか多分 23 年の会計ですから、今後についてはなかなか担当の課長は語りにくいとは思いますが、今市長同席でありますので、そんなようなところに市長の考えも含めまして全体でどういふ取り組みが望ましいのか、もしご意見があればお伺いしたいところです。

●高間委員長 市長。

●鈴木市長 角田委員のご質問なのですけれども、一般家庭における水道料金のお話と店舗等での料金体系のお話とか、一般家庭のお話をされているのかなあといふふうに思うんですけれども、その料金体系についてはですね、一定程度皆さんとともに水道料金の値上げ等も含めて新たに今設置をさせていただいた中で今後計画を着実に進めて行きたいといふふうに思っております。

一方で、一般家庭以外の部分ですね、の料金設定っていふのが半世紀以上前に設定されている料金体制になっているという部分の問題があります。今課長の方からも話がありましたけれども、そういった

従来からずっと続けてきた中で近隣の自治体等と比較してですね、アンバランスな状況になっているという状況が仮にあるのであればですね、それはしっかりと一定のタイミングで見直しをしていくのですとか、そういったことも含めて今後検討していく必要があるなという問題認識は持っております。

●高間委員長 ほかに。

熊谷委員。

●熊谷委員 今の角田委員の質問に関連もしているかとは思いますが、この決算報告のまとめの中でですね、将来に向けて新しい夕張再生のために、安心、安全、便利なまちづくり、世代の枠を超えて、自ら行動し住みよい、一層コンパクトな「まち」にするために、この次ですね、行政と市民が手を携えて、産業の育成、医療の充実、人口定住等、各種政策に知恵を出し合い考え、共に実現していくことが大切であるといふふうにあるんですが、このことを 23 年度はどういふ具体的なことをやって来られたか、また、今後に向けてどんなことを考えてらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

●高間委員長 ページ数をちょっとお願いします。

●熊谷委員 監査委員の方が出されている決算審査報告書の 4 ページです。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 監査委員の方が書かれた報告書で今お話をしたんですが、後の方がよければ後にしますし、このことに関して今もしありましたらそれでも、どちらでも。

●高間委員長 これは、まとめた方にお聞きしますか。

●熊谷委員 聞く時っていふのは、この後の段階であるんですか。

●高間委員長 特にはないです。

●熊谷委員 じゃあ、監査委員の方をお願いします。

●高間委員長 監査委員。もし、あれば。

●松倉監査委員 すみません。もう一回ちょっと質問をお願いします。

●熊谷委員 各会計決算審査報告書、夕張市監査委員ということで出されている 4 ページにありますまとめですね、ここの下から六行目、七行目でしょうか。将来に向けて新しい夕張再生のためにということで、各種政策に知恵を出し合い考え、共に実現していくことが大切であるというふうに書かれています。そのことは私は全く同感だなというふうに思っているところなんです、今の現状をどんなふうにかこう捉え、これからどんなふうにかこう、もう少しこう具体的な何かそういう提案といったようなことがありましたら是非お聞きしたいなと思って。

●高間委員長 監査委員。

●松倉監査委員 夕張の再生は財政の再建と同時に市民が安心して暮らし続けられるまちづくりであります。今の夕張では行政と市民が手と手を携えて知恵を出し合い考え、夕張再生の実現に立ち向かっています。本市が財政再建団体となってから地域の生活を守るために様々な団体が立ち上がり、環境美化や地域のために知恵を出し合い、スクラムを組んでボランティア活動を実践しております。逞しい夕張市民の手で夕張再生の原点が出来てきていると思われま。だからこそ今、明るい希望を与え新生夕張を目指していく必要が大であると、そのように監査業務を通して願うもので、このように文書表現させていただきました。

よろしいでしょうか。

●高間委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでありますので、以上で説明に対する質問並びに大綱的な質疑を終わりましたので決算書の一般会計の歳出より審査してまいります。

それでは、2 ページから 29 ページまでの間には各会計の決算状況が記載されておりますが、款・項のみでありますので事項別明細書によって審査をしてまいります。

88 ページをお開きください。

1 款議会費、89 ページまでであります。

●高間委員長 はい、熊谷委員。

●熊谷委員 不用額のところでですね、150 万 4,412 円かな。

●高間委員長 どこですか。

●熊谷委員 88 ページですよ。

●高間委員長 88。

●熊谷委員 88 ページの議会費の一番上ですが、ここに 150 万 4,412 円という金額が出ています。それでですね、議会で市民の皆さんの暮らしを守るためにいろんな仕事をしようと思うと資料を揃えるですとか、勉強をするですとか、そういったところに行くですとか、そういった費用は不可欠だというふうに思うんですが、今実際市議会ではそういった政務調査費のようなものが一切ない状況なんです、行政側としてですね、議会、議員の役割っていうのをどんなふうに考えていらっしゃるのか、そこをちょっと伺いたいと思うんです。

●高間委員長 財務課長。

●石原財務課長 熊谷委員の今のご質問ですが、不用額ということで 150 万 4,000 円と、というのは予算で執行されてない額が 150 万ございますということなんですけども、これと今のご質問の政務調査費という関係はどういう関係か、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 執行されていないっていうことは、不用額というのは執行されていないっていうことで、これから使うということですか。

●高間委員長 財務課長。

●石原財務課長 この決算書でいけば、予算というものがあまして、そして執行額というものがあ。支出した額。1 年 1 年ですので、決算は。そして、それを差し引いたものが予算の残ということなんです。ですから、無理して使うということにはなりませんけども、使う経費を支出しようとするれば 150 万円、あと支出できるという議会費としては、そういう予算があったという結果になりますね。そういうことなんです、よろしいですか。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 決算を見た上でまた次年度の予算ということにもなっていくかというふうに思いますのでね、先ほども申し上げましたように議員が使える政務調査費、前期の場合、年間 9 万ちょっとだったかな。2003 年から 2007 年の間にはあったんです。今、他の地方自治体では、1 円まで領収書を付けて、そういう政務調査費の使い道を明らかにしようというのは、そういう流れになってるかというふうには思うんですが、私はそれには大賛成です。1 円まで領収書を付けて何に使ったかはっきりさせながら、やっぱり議員がそういうことを使って行けるそういう費用を今年度はこういうふうに 150 万残した訳ですよ、政務調査費の予算は付いていませんから、これを使えということではありませんが、これを残せるだけの余裕があるのでしたら、次年度以降、是非それは考えていくべきではないかというご提案です。

●高間委員長 財務課長。

●石原財務課長 来年度の予算編成については今もうやっておりますけども、まず決算状況というものを参考といたします。それで、前年度の決算がどうだったのか、それによって次年度の要求額と比較して、こういうふうに今、基本的なことを申しますと、150 万余っていますねと、余ったんであれば次年度はこれもういらんんじゃないですかと、必要ないんじゃないですかというような聞き方もします。しかし、今年度についてはこういう事情でもって執行しなかったんで、来年度は使う経費なんですというようなことになれば同額を計上していくというようなことになりますので、今おっしゃられている政務調査費につきましては要求が出てないですから、予算にも盛り込んでなかったという事実関係、これは明らかなんですけども。これは今後の予算でやっていく話ではないかというふうに考えます。

●高間委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

それでは 2 款総務費、90 ページから 105 ページま

です。

〔発言する者なし〕

3 款民生費、106 ページから 116 ページまでです。

熊谷委員。

●熊谷委員 107 ページのですね、じん臓機能障害者通院移送支援費補助、この部分ですが、透析の方たちの現在の人数と上限の状況って言うんですかね、見通し、そういったことを教えていただきたいんですが。

●高間委員長 保健福祉課主幹。

●武藤保健福祉課主幹 熊谷委員のご質問にお答えいたします。

現状ですね、じん臓機能障害者の通院移送支援ということで、ご指摘の通りお話がありましたが、総数としては 40 名の方がご利用されております。今後、基本的に障害というところになってまいりますので、その方が増えた段階では人数が増えてくるということで、高齢の方とかやっぱりいろいろなその合併症でじん臓のほうの障害になられということで、ちょっとこれから先がというのは正直言いまして、今推計できる状況ではないんですが、現状では 40 名ということになっております。よろしいでしょうか。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 数年前には確か 26 名という数字があったなあというふうに記憶しているところです。40 名になっていると、こういう形で進んでいく中で、今後、市立診療所の建設にも関わってくるかなと、その診療科目にも関わってくるかなというふうに思っていたところです。

ありがとうございました。

●高間委員長 ほかにございますか。民生費。

〔発言する者なし〕

次、4 款衛生費、117 ページから 124 ページです。

厚谷委員。

●厚谷委員 当たり前のことの確認で大変申し訳ないんですが、118 ページ、13 節の委託料の関係です。今、医療保健対策協議会も一昨年末から続けられているという状況の中で不用額 1,000 万というの

はやはり見積もりといたしますか、積算していた人員に対してやはり検診受診者が少なかったという受け止め方でよろしいのでしょうか。

●高間委員長 保健福祉課長。

●池下保健福祉課長 当初ですね、やはり多くの方が検診を受けられるようにという形で見積もりをしていたところなんですけども、現状少ない受診率で年々若干受診率も落ちているような状況です。これは、当初はやはりたくさんの方に受診していただきたいという考えがありましたので、そういう予算の計上の仕方をしておりました。

●高間委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

次、5 款農林業費、125 ページから 127 ページです。

〔発言する者なし〕

次、6 款商工費、128 ページから 129 ページ。

小林委員。

●小林委員 128 ページ商工費の商工振興費ですか、その中に委託料の部分であると思いますが、交流定住人口・産業活用のコーディネーター育成委託料、この部分ですけれども、これ予算との部分でどのような成果があったのかと、また、いろいろな部分でまだあまり報告されていないんですけれども、どういう形でこのコーディネーターの育成という部分をされていたのかという部分ちょっと聞かせていただきたいと思います。

●高間委員長 産業課長。

●木村産業課長 質問にお答えします。

まず、この事業につきましては、大きく 4 つございまして、1 つは 23 年度につきましては 22 年度から継続の夕張市観光案内センターの継続です。もう 1 つは観光総合情報、夕張ウォーカーですね、これのホームページの継続。3 つ目はツアーイベントの企画。4 つ目は空き店舗、空き住宅情報の収集とホームページによる発信でございます。23 年度につきましては、新たに観光案内センターにおきましては、桜まつり、紅葉まつりに合わせたタイムリーな開花、紅葉情報をホームページに掲載しております。それ

とですね、あと夕張ウォーカーにおきましては、23 年度新たな情報の紹介としましては、四季の風景等の紹介をしております。それと、ツアーイベントの企画につきましては、合宿誘致活動を行っております。来初者数につきましては、平成 23 年度は前年度と比較しまして約 500 名増加しております。ホームページのアクセス件数につきましても平成 22 年度 36 万 3,000 人に対しまして、平成 23 年度は 43 万 1,000 と増加しております。また、ツアーイベントにおきましても来場者数ですね、合宿、イベント等の来場者数が 2,463 名から 10,040 名と増加しております。また、平成 23 年度につきましては、東日本大震災ということがございまして一時 9 月位まで非常に観光客の入りが落ちましたが、新たなこういう取り組みによりましてですね、最終的には 0.6% 入りが増という結果になりまして、そういう成果があったものと認識しております。

以上です。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 今、説明いただきましたので、一定程度の理解はしたんですけれども、これは夕張にとつての経済的にも、また、産業の育成にとつても有益でこの部分が今後ともやっぱりそういう形の必要なのかどうかというふうにもかかわって来ると思うんですけれども、この中での効果というのは認められていると部分で判断してよろしいんですね。

●高間委員長 産業課長。

●木村産業課長 来場者数やホームページのアクセス件数の増加を見てもですね、やはりこれからも夕張の基幹産業としてはですね、非常に観光案内は必要だということふうに考えておりますので、それで、24 年度もですね、違った形で案内センターを開場しておりますし、これからもそういうふう to 実施していきたいと考えております。

以上です。

●高間委員長 小林委員。

●小林委員 わかりました。ただし、こういう部分ってかなり重要な部分ですので、いろいろな形で

途中経緯、情報というのはいただきたいと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

これは要望でございます。

●高間委員長 よろしくお願ひいたします。

ほかにはございますか。

〔発言する者なし〕

次、7 款土木費、130 ページから 138 ページです。

〔発言する者なし〕

8 款消防費、139 ページから 142 ページです。

〔発言する者なし〕

9 款教育費、143 ページから 155 ページです。

熊谷委員。

●熊谷委員 152 ページに学校給食費というのが載っておりますが、この昨年というのは大震災があつて、原発事故も起きて、お母さん達からは放射能の問題ですとか、学校給食の中に放射能汚染された物が入って来ないのか、どうなのか。そういう声も質問の声なども私のところへ寄せられていたんですが、そういったことに関してどういうふうに取り組んで来られたのか、また、今後どんなふうなことを考えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

●高間委員長 教育課長。

●秋葉教育課長 熊谷委員のただいまのご質問にお答えしようと思うんですが、平成 23 年度の決算の中身に関わつてのご質問ということでよろしいでしょうか。

●熊谷委員 はい。

●秋葉教育課長 わかりました。東日本大震災に関わつてやはり東北地方を中心にですね、農作物の放射能汚染の問題っていうのは話題になってきているところでございます。そういったことを踏まえまして一部の自治体ではですね、独自に放射能測定機を導入をしたり、それから業者にですね、検体食品をですね、検体として検査に出して放射能の汚染の有無というようなことをやっている自治体はございます。ただ、残念ながらですね、まだ今の時点では非常に少数でございまして、夕張市におきましてもですね、いま言ったような採用は行っておりません。

ただあの、道の方ですね、これ全道の給食を作る、夕張も含めてですけども、検体の検査を行うということで、その調査がございまして夕張市についてもですね、その道の調査に手を挙げてですね、検体の検査をこれから行う予定となっております。

●高間委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

次、10 款公債費、156 ページ。

〔発言する者なし〕

11 款諸支出金、157 ページ。

〔発言する者なし〕

12 款予備費、158 ページ。

〔発言する者なし〕

13 款災害復旧費、159 ページ。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは以上で歳出が終わりましたので、次に歳入に入ります。

37 ページをお開きください。

では、1 款市税、40 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

2 款地方譲与税、41 ページ。

〔発言する者なし〕

はい、3 款利子割交付金、42 ページ。

〔発言する者なし〕

4 款配当割交付金、43 ページ。

〔発言する者なし〕

5 款株式等譲渡所得割交付金、44 ページ。

〔発言する者なし〕

6 款地方消費税交付金、45 ページ。

〔発言する者なし〕

7 款自動車取得税交付金、46 ページ

〔発言する者なし〕

8 款地方特例交付金、47 ページ。

〔発言する者なし〕

9 款地方交付税、48 ページ。

〔発言する者なし〕

10 款交通安全対策特別交付金、49 ページ。

〔発言する者なし〕

11 款分担金及び負担金、50 ページ。

〔発言する者なし〕

12 款使用料及び手数料、51 ページから 56 ページ。

大山委員。

●大山委員 公営住宅の使用料ほか、住宅の使用料についてお聞きをいたします。

先ほど市税等滞納状況の中で件数も減り、金額も約 4,000 万減ったという報告がありましたけども、この住宅に関しては 23 年度は 4 億 5,000 万ほどの未収になっていると。それで、22 年度との比較をしても若干増えていると。滞納繰越だけでいっても 4 億 2,000 万ほど未収だということなんですが、この 23 年度において、この滞納者についてどのような取り組みを行ったのか、教えていただきたいと思います。

●高間委員長 建設課長。

●細川建設課長 大山委員の質問にお答えします。市営住宅の滞納使用料ですけども、徴収強化については歳入の確保、住民負担の公平性を確保する意味からも、重要な課題と位置付けて鋭意取り組んでいるところでございます。平成 23 年度末の累積滞納額は 4 億 5,121 万 8,000 円、22 年度決算に比して 780 万 2,000 円増加いたしました。収納率では現年度 95.5 パーセント、過年度 4.1%であり、平成 22 年度に比して現年度では 0.1%減少、過年度については 1.2%の改善になったところでございます。現年度の収納率については、高額滞納者への明け渡し訴訟の提起等による効果がある一方、新たな滞納者が発生している現状もでございます。総体的に横ばいで収納率については推移しておりますけども、実際の収納率については 0.1 ポイント減少ということでございます。また、多年度の収納率については日常の納付相談等による分納誓約等の成果が表れて来ていると考えているところでございます。なお、今後も滞納徴収については現年度収納率の向上を図り、毎年度滞納額が累積しない状況の一つの目標としてですね、鋭意取り組んでまいりたいと思っております。また、23 年度の取り組みですけども。主ににですね、滞納

整理を行うためのですね、職員の滞納整理に関する知識やノウハウの習得の向上も重要ということで、昨年度については 12 月に東京都の都市整備部局から 3 日間の日程で 3 名が夕張市へ来ていただき、東京都が持っているノウハウなどの滞納整理についての情報交換を行いながら職員のスキルアップを図ってきたところでございます。

また、二つ目の取り組みとして、法的措置について報告させていただきます。明け渡し訴訟については 6 名に訴訟を提起しております。6 名とも当市の訴えが認められました。執行官による強制執行前に自主退去し、4 名は市内、2 名は市外へ転出しております。本年度についても 2 名の訴訟を行い、明け渡しの確定判決が出るところでございます。また、訴訟対象者については、これまで費用対効果の面で滞納額が高額で誠意のない悪質な対象者、不誠実な対象者を優先して行ってきましたが、少額であっても支払い能力が有りながら誠意のない滞納者に対しては、法的処置について積極的に対応して行きたいと考えております。滞納者の中には、滞納しても市営住宅に居続けられるので、支払いというのが馬鹿らしいといった考え持つ者も少なくない聞いております。このような考えを改めて行くようですね、法的措置を含め断固とした措置をとる必要があると考えております。また、滞納回収に向けた主な取り組みについて項目のみ挙げさせていただきます。一つ目としては、新たな滞納者発生防止のため滞納者に対する電話督促、納付相談を随時行っております。二つ目として、指導に従わない滞納者への呼び出しによる納付相談も随時行っているところでございます。三つ目として、催告状及び大口長期滞納者向け法的措置、警告書の手渡し、これは 10 月末に行っているところでございます。四つ目として、指導に従わない大口長期滞納者への隣戸訪問、これは随時ということで行っております。五つ目として、滞納者の生活実態把握及び悪質納者の特定という形でこれも随時行っております。そして、先ほども申し上げましたが、悪質滞納者への法的措置、広報による啓発、

昨年は夜間徴収窓口を税務課、水道課と合同で開設しております。

以上、これらの業務を通して滞納徴収強化に取り組んできたところでございます。

以上です。

●高間委員長 大山委員。

●大山委員 はい、わかりました。いずれにしてもいっぺんにこれはゼロになるということにはなかなかならない、このように思っていますが、その法的措置に対する知識の習得を含めて、今後一層努力をしていただきたいと思いますし、この滞納者が得をして普通に払っている方が損をしたという感覚を持たれないようにですね、取り組んでいただきたいと、このように考えております。

●高間委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

それでは 13 款国庫支出金、57 ページから 62 ページ。

厚谷委員。

●厚谷委員 国庫支出金の関係で基本的な考え方についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

それで、継続的に続けられている制度に対して交付されるというのではなくて、ある程度具体的に例を挙げますと、60 ページのきめ細かな交付金或いは住民生活に光をそそぐ交付金といった、わりと事業が限定されるものについても申請をして採択を受けて、このような形で歳入に計上されているというふうに思いますが、それぞれですね、申請するに当たっての一定の判断というのもあると思うんですが、例えば 10 割補助であればそれについてはもう積極的に補助を申請するだとか、3 割或いは 5 割の場合であると事業の内容を検討するだとか、撤退というルールもあるかと思うんですが、どのように答えをされて 23 年度はこのような結果になっているかということについてお尋ねしたいと思います。

●高間委員長 財務課長。

●石原財務課長 厚谷委員の今のご質問ですが、国庫支出金、ここで今例をあげて光をそそぐ交付

金ですか、これらの交付金についての対象事業、これの選定についてですけれども、これにつきましては、先ほど市長からの話にもあったかと思えますけれども、常に懸案事項、課題というものを整理しております。それで、優先順位というものもある程度毎回付けている状況でございます。それを基に予算への反映ということの順位で事務を取り進めております。そこで、国からのこういう期限を切った交付金というのは 1 年だとか、2 年だとか、これは突然そういう通知が来る訳ですよ。そのために今申しましたようにこちらの方で準備をしておかないと玉出しが出来ないということがございます。そういう交付金新たに制度化された場合については、その対象事業をどうするかということは常に押さえては置かなければならないということで、あと率について 10 割なのか、5 割なのか、それにつきましてはその時点、その時点で検討する訳ですけども、いずれにしても計画変更でする事業ということになれば税等を活用した一般財源では事業はやっていけないということは明らかなことであります。したがって、こういう国庫補助金、また道支出金、これを最大限活用した形でもって事業を選定して実施していくという考え方でございます。ですから、結論的には、その補助率云々よりも、その事業の対象を何を充てていくかと、何がいま必要なのかと、こういうことを常に検討している状況なので、いつ交付金の通知があってもそれに対応は出来ると、準備は整えているというふうに考えております。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

熊谷委員。

●熊谷委員 国庫支出金のところで、農林業費交付金です。61 ページの下から 2 段目ですね、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金というのがあるのですが、これはどういったことに使われたのかお聞きしたいと思います。

●高間委員長 産業課主幹。

●朝日産業課主幹 この事業につきましては、農家の方々がですね、畑の基盤整備をするのに使う事業でして、本年度につきましては基盤整備の客土事業を 1.6 ヘクタール農業者 9 戸で実施しております。以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

〔発言する者なし〕

次、14 款道支出金、63 ページから 71 ページ。

〔発言する者なし〕

15 款財産収入、72 ページから 73 ページ。

〔発言する者なし〕

16 款寄附金、74 ページ。

〔発言する者なし〕

17 款繰入金、75 ページから 76 ページ。

〔発言する者なし〕

18 款繰越金、77 ページです。

〔発言する者なし〕

19 款諸収入、78 ページから 83 ページ。

〔発言する者なし〕

20 款市債、84 ページから 85 ページ。

〔発言する者なし〕

それでは、次に 160 ページをお開きください。

このページには実質収支に関する調書が、また 161 ページから 162 ページの間には職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧ください。

次に、国民健康保険会計事業会計に入ります。

179 ページをお開きください。このページからは 192 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

それでは以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。165 ページから 176 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、193 ページをお開きください。

このページには実質収支に関する調書並びに職員

手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧ください。

次に、市場事業会計に入ります。

201 ページをお開きください。このページが歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。196 ページから 198 ページまでです。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、202 ページをお開きください。

このページには実質収支に関する調書が記載されておりますので、ご覧ください。

次に、公共下水道事業会計に入ります。

213 ページをお開きください。はい。このページから 215 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。205 ページから 209 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、218 ページをお開きください。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧ください。

次に、介護保険事業会計に入ります。

233 ページをお開きください。このページから 246 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。221 ページから 230 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、247 ページをお開きください。

このページには実質収支に関する調書並びに職員

手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧ください。

では、次に、診療所事業会計に入ります。

256 ページをお開きください。このページから 258 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。250 ページから 253 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、259 ページをお開きください。

このページには実質収支に関する調書が記載されておりますので、ご覧ください。

次に、後期高齢者医療事業会計に入ります。

268 ページをお開きください。このページから 272 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

はい。以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。262 ページから 265 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、273 ページをお開きください。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧ください。

次に、水道事業会計について一括して審議に入ります。

それでは次に 274 ページをお開きください。このページから 279 ページまでは財産に関する調書でありますので、ご覧ください。

議長。

●高橋議長 ちょっと確認させていただきたいのですが、財産の関係の部分です。物品関係のところなんですけども、そこの財産の物品の今押さえとしてですね、例えばこれちょっと一部今年度にも入っ

てくるかと思うんですが、旧石川コレクションにあった、例えば展示品含めて相当数のその品物等も。先般我々も視察にも行かしていただきまして、改めてその膨大な量にですね、凄さというか、そういうものを見て来ましたけども、それで、例えば市のこの物品というものにはどういう押さえとして捉えているものなのか、この財産調書の中では少なくとも出されてきていないものですからね、こういう部分はどういうふうに押さえしているのかなと、併せてその他不用になった施設における、例えばいろいろな様々な物品関係の所謂財産的な物もあろうかと思うんですけども、そういう物は果たしてこの物品という物の中に一式押さえられているのかどうか、収められているのかどうか、その辺ちょっと、これ多岐にわたるところがあると思いますが、ちょっとその辺お聞かせをいただきたいと思います。

●高間委員長 出納室長。

●寺江出納室長 財産の管理に関するご質問です。

基本的に予算におきまして備品購入費を使って取得しました市の備品、これは基本的には備品台帳に登録をいたします。今回決算書に掲載している物は重要物品でございますので、取得価格が 50 万以上の物についてのみ記載しているものでございます。ご指摘のありましたその備品の管理につきましては、先ほど申し上げた通りですね、備品台帳において管理をし、その年度中に増減があった場合は備品台帳により削除する或いは新しく掲載していく、こういうことで管理しております。備品、その時の取得価格というのもございますので、いつ取得したのか、いくらでそれを取得したのか、それ数量はいくらなのか、そういったことは全部備品台帳の中で管理をされているということでございます。

以上です。

●高間委員長 議長。

●高橋議長 わかりました。その他のものは台帳整理の中でまず管理をされていることなんですけども。そこでですね、先般改めて特に旧石川コレクションの物、あれだけの数千点、数万点なのかちょっ

と別として、ある程度今整理もされてきていると思います。それで今お話のあった通り、そこに 50 万以上、以下という部分もあるんでしょけれども、今後ここに記載していくものも含めてですね、その時にある意味どれだけの貴重価値があるのかどうか含めてのこの基準的ものっていうものも、多分相当なこれ整理が必要になって来るとされるんです。その辺を今後市の財産と言われるこの、ここに出していかなければいけないと思われる物をどうやっぴり整理をつけていかなければいけないのかという部分が、今そのために 24 年度からいろいろと整理含めてリストアップもされてきている、作業もされていますから、そういうものも含めてやられているのかも知れないですけども、その辺り現時点でもし何かあったらちょっとお聞かせいただければというふうに思うんですけども。

●高間委員長 産業課長。

●木村産業課長 石川コレクションにあるものはですね、備品という扱いじゃなくてですね、寄贈品ということでですね、今の 23 年度も公有財産の不用品売り払い代ということでですね、予算計上 10 万円しております。それで、23 年度に売却した物につきましては鉄道の駅名表示板、これとですね、あと一部夕張に関係ない旧国鉄のですね、ヘルメット 41 点をオークションで売却しております。今のところですね、そういう金額の不明なもの、また、どれだけの価値があるものについてはですね、わからない物については売却しないということで今進めてまして、今整理の途中でございます。それで 12 月一杯で台帳整理をしましてですね、その後どういう活用をしていけばいいのかということにつきましては、これからまた検討してまいりたいというふうに考えております。

●高間委員長 よろしいでしょうか。

熊谷委員。

●熊谷委員 275 ページの (5) に出資による権利というところがあります。ここで二つお聞きしたいんですが、あしたの日本を創る協会出えん金 15 万円

ですかね、これがどういう会なのか、15 万円の権利というのはどういったことがあるのかということをお聞きしたいのと一番下に有限会社夕張ファーム出資金 100 万円、これは、これも夕張ファームについてはある程度わかりますが、出資金としてその出資による権利というところをちょっと教えていただきたいと思います。

●高間委員長 それでは暫時休憩といたします。

午後 1 時 53 分 休憩

午後 2 時 00 分 再開

●高間委員長 よろしいでしょうか。それでは、その 3 点あったと思います。出資による権利というこの意味合いですね、それと、あしたの日本を創る協会出えん金と有限会社夕張ファーム出資金ということで、この 3 点お願いいたします。

産業課長。

●木村産業課長 質問にお答えします。

出資による権利についてでございますが、有限会社夕張ファーム出資金 100 万円につきましては、利益が出れば配当があるという権利です。

以上です。

●高間委員長 それともう 1 点。

●熊谷まちづくり企画室長 前出納室長ということで、財団法人あしたの日本を創る協会の出えん金についてご回答申し上げます。こちらは昭和 59 年からのものなのですけれども、こちらの協会の基本財産造成負担金ということで出資しているお金でございます。

●高間委員長 熊谷委員。

●熊谷委員 お聞きしたのはね、このあしたの日本を創る協会っていうのはどういう団体なのかということをお聞きしたんですよ、内容的な、日頃ね、議会活動するなり、市民としてなり、この名前って殆ど耳にしたことがないものですから、どういったことを目的に運営されている協会で何故夕張市が出資するのかということをお聞きしたいんです。

●高間委員長 では暫時休憩をといたします。

午後 2 時 3 分 休憩

午後 2 時 4 分 再開

●高間委員長 それでは再開いたします。

まちづくり企画室長。

●熊谷まちづくり企画室長 あしたの日本を創る協会というのは現在も存在しておりまして、今公益財団法人あしたの日本を創る協会としてある団体でございます。もともとは内閣府の財団法人だったのでございまして、現在の活動ですけれども、全国各地の生活学校、生活会議などの地域活動手段、そういうものを支援している取り組みをやっております。例えば、事業でございますけれども、生活学校、生活会議の育成支援ですとか、都道府県の大会、ブロック研修会等の開催支援、まちむら全国ネットの支援、そういうような活動をしている団体でございます。

●高間委員長 それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●高間委員長 以上ですべての審査が終わりましたので、直ちに審査結果の取りまとめに入ります。

本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告の文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、正副委員長にご一任願います。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきましては、この会議の全文が会議録に登載されますので、結果のみの報告とすることとしておりますので、あらかじめお含みおき願います。

それでは、次に採決を行います。

採決は、各会計ごとに起立により行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、認定第 1 号一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立なし〕

起立なしであります。したがって、本案については、これを認定しないものと決定いたしました。

次に、認定第 2 号国民健康保険事業会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。したがって、本案については、これを認定することに決定いたしました。

次に、認定第 3 号市場事業会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。したがって、本案については、これを認定することに決定いたしました。

次に、認定第 4 号公共下水道事業会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。したがって、本案については、これを認定することに決定いたしました。

次に、認定第 5 号介護保険事業会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。したがって、本案については、これを認定することに決定いたしました。

次に、認定第 6 号診療所事業会計歳入歳出の決算について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。したがって、本案については、これを認定することに決定いたしました。

次に、認定第 7 号後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。したがって、本案については、これを認定することに決定いたしました。

次に、認定第 8 号水道事業会計決算について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

全員起立であります。したがって、本案については、これを認定することに決定いたしました。

決算審査特別委員会に付託された案件のうち、認定第 1 号平成 23 年度夕張市一般会計歳入歳出決算につきましては不認定、その他の会計につきましては認定とすべきものでした。

以上ですべてを終了いたしましたので、これをもって本委員会を閉じます。

長時間お疲れ様でした。

午後 4 時 1 0 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 24 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会決算審査特別委員会

委 員 長